

公益財団法人世田谷区保健センター衛生委員会の設置に関する規則

平成21年12月1日

財世保規則 第10号

(目的)

第1条 この規則は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第18条の規定に基づき、職場における職員等の安全と健康を確保し、快適な職場環境を保持するために、公益財団法人世田谷区保健センターの各事業所(区立保健センター、区立総合福祉センター)における衛生委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 区立保健センターにおける委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 管理課長
- (3) 衛生管理者
- (4) 産業医
- (5) 衛生に関し経験を有する職員から理事長が指名する者

2 区立総合福祉センターにおける委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 総合福祉センター所長
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 衛生に関し経験を有する職員から理事長が指名する者

(委員長)

第3条 委員会の会議を主宰し、議事を整理するために、委員会に委員長を置く。区立保健センターは事務局長の職にある者、区立総合福祉センターにおいては総合福祉センター所長をもってこれに充てる。

(委員の任命)

第4条 第2条第1項第3号及び第5号、第2条第2項第2号及び第4号に掲げる委員は、理事長が指名する。この場合において、委員の半数については、職員の過半数を代表する者の推せんに基づき指名する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則毎月1回程度開催する。

2 委員長は、委員の3分の1以上の委員から第10条に定める案件につき、委員会の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(新委員の決定)

第8条 委員が在任中に退職、人事異動等によりその職務を遂行することが困難になったときは、第4条に定めるところにより、新委員を決定する。この場合において、新委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調査・審議事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 職員等の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員等の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員等の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、管理課庶務・経理係又は総合福祉センター管理係において処理する。

(記録の作成)

第12条 前条に規定する庶務・経理係及び管理係は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

(職員への周知)

第13条 委員長は、委員会開催後、議事概要を職員に周知する。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日規則第9号)

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第8号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月2日規程第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。